平成３０年（フ）第２１号
東京都板橋区成増４丁目17―５―110
債務者　甲斐寿々雄
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４号
東京都八王子市寺田町600―１―211
債務者　岸本守英こと　朴　　守英
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５号
東京都武蔵野市八幡町４丁目７―５―202
債務者　牛尾　利恵
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７号
東京都練馬区大泉学園町２丁目22―22―203
債務者　児玉　雄太
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９号
東京都墨田区八広２丁目27―３―202
債務者　栃堀みさ子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５号
東京都世田谷区赤堤３―２―12　第一小山ビル503、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町西島339―１　サンシティ明石江井ヶ島Ⅱ―909
債務者　足立みなみ
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４０号
東京都中野区弥生町３丁目１―９―202
債務者　井上　賀央
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７３２号
横浜市金沢区寺前１丁目16番43号　エステートピア金沢Ａ館
債務者　橘　　和昌
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７６１号
横浜市鶴見区下野谷町３丁目110番地２　青木方
債務者　島田セイ子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７９４号
横浜市中区立野36番地
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８３６号
横浜市青葉区すみよし台20番地１　センチュリーハイム第２―103
債務者　沢田　亨子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８７５号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート27棟304号
債務者　萩原　千鶴（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９３３号
横浜市神奈川区六角橋１丁目15番11号　ハイツフルートフルⅠ　201号
債務者　松田　佳武
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９３５号
横浜市南区中村町３丁目211番地　横浜市中央浩生館
債務者　高橋　邦仁
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部